

2007年3月14日

原子力発電環境整備機構
理事長 山路 亨 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会

答 申 書

2007年3月5日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2006年度諮問第4号（「2007年1月31日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求に係る機構資料について、

「東洋町応募書（文書受付簿を含む）」関係資料のうち、文書受付簿について「個人情報」、「法人等情報」及び「事務事業情報」を非公開とし、東洋町応募書に関する記載の該当箇所を公開すること。なお、東洋町応募書は公開とすること。
は、いずれも妥当と認められる。

第2 答申の理由

情報公開請求の内容

(1) 「東洋町応募書（文書受付簿を含む）」

上記公開請求に対する機構の説明

(1) 上記 1. (1)に係る機構資料のうち、文書受付簿については、「原子力発電環境整備機構情報公開規程（以下「規程」という。）」の別表第2「1. 個人情報」に該当する個人識別情報（ただし、公開することが慣行として確立しているものを除く）、規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する法人等に関する情報並びに規程別表第2「4. 事務事業情報」に該当する機構の日常的管理運営のための情報を非公開とし、東洋町応募書に関する記載の該当箇所を公開する。なお、東洋町応募書は公開する。

当委員会の判断

(1) 上記 1(1)「東洋町応募書（文書受付簿を含む）」機構資料のうち、文書受付簿には、規程別表第2「1. 個人情報」に該当する個人識別情報が記載されており、また、規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する法人等に関する情報が記載されており、さらには規程別表第2「4. 事務事業情報」に該当する機構の日常的管理運営のための情報が

記載されていることから、規程 8 条の規定により、部分公開とすることは、妥当である。

第 3 審議の経緯

- (1)2007 年 3 月 5 日 情報公開審査委員会に諮問
- (2)2007 年 3 月 9 日 第 11 回情報公開審査委員会で審議
- (3)2007 年 3 月 14 日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員（座長） 加 藤 一 郎

委員 佐 藤 貴 夫

委員 新 保 雄 司